平成２７年（フ）第４４５号
千葉県市川市稲荷木３丁目24番９号
債務者　真島慎一郎
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４８１号
千葉県市川市八幡１丁目24番５号（三和ハイツ202号）、申立時の住所千葉県市川市新田５丁目３番７号　（ハイツ・クワイエット101号）
債務者　東條　亮洋
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５００号
千葉市若葉区加曽利町783番地９
債務者　佐久間京子
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５０５号
千葉市中央区長洲１丁目23番８号　サンハイツ鈴良201号
債務者　山口　道人
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５２６号
千葉県浦安市堀江５丁目18番５号　メゾン・クレセント（103）
債務者　松本　美泉
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５２９号
千葉市稲毛区稲毛東３丁目10番５号
債務者　福本小枝子
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５４５号
千葉県浦安市北栄２丁目５番４―205号　スカイマンション浦安Ｂ棟
債務者　田ノ下和美
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５４８号
千葉市緑区あすみが丘８丁目４番地69
債務者　野口　　賢
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５８４号
千葉県船橋市日の出２丁目13番16―407号
債務者　久保　聡志
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５８５号
千葉県市原市姉崎345番地の１
債務者　齋藤　信一
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１５１号
長崎県長崎市万屋町５番９―503号
債務者　入江　亮介
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６７号
北海道小樽市長橋２丁目21番16号、前住所北海道小樽市色内２丁目13番15号　サンハイツ色内202
債務者　吉田　　愛
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１８号
茨城県神栖市大野原２丁目10番５号　グレイスⅠ102
債務者　板橋　忠利
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第３２号
茨城県神栖市平泉903番地８　エスペランスⅠ　201号室
債務者　三代　宗紀
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第１８５号
栃木県さくら市喜連川5547番地Ａ、住民票上の住所新潟市中央区南笹口２丁目１番９号コーポ駅南316号
債務者　藤澤　俊高
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３５号
新潟市東区河渡３丁目18番12号　野村方、前住所新潟市江南区曽野木１丁目５番１―2146号
債務者　坂井　慎哉
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部